

24 監査公表第 16 号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成24年8月16日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する

平成24年9月20日

福岡市監査委員 南 原 茂
 同 梶 木 義 博
 同 石 井 幸 充
 同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

19監査公表第12号（平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号 公表）分
 平成18年度行政監査（身近な公園個性化事業について）・・・3件

20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分
 平成19年度行政監査（普通財産（土地・建物）の管理について）・・・1件

22監査公表第9号（平成22年5月6日付 福岡市公報第5730号 公表）分
 平成21年度行政監査（福岡市公共施設案内・予約システムを利用した公共施設の利用について）・・・1件

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分
 平成22年度行政監査（市立学校体育施設の市民への開放について）・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

19監査公表第12号（平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号 公表）分

4 公園の管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(3) 公園愛護会について 本件事業の対象公園は，地域の自治会等の団体から本市に対し，公園の新設，再整備などについての陳情が行われるなど，公園整備に対する地元の熱意が高いと感じられた公園であるた	本件事業の対象公園の愛護会設置については，ワークショップの参加者（団体）に対して呼びかけを行ってきた結果，その多くの対象公園において設置された。 今後も，対象公園の地域団体への愛護

<p>め、公園愛護会が設置されるよう地域団体への働きかけに努力されたい。 (意見)</p>	<p>会設置の働きかけに努めていく。</p>
---	------------------------

5 監査対象公園以外の公園も含めた管理等について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 公園台帳の整備について 公園台帳については、関係法令等に基づき適正に作成，保管されたい。 (指摘)</p>	<p>公園台帳を電子化し，平成 24 年 4 月から運用を行っている。</p>
<p>現在の公園台帳の様式はかなり以前から使われていることから，現在の使用方法や公園管理形態にそぐわなくなっている場合は，作成や保管の方法，使用しやすい様式，形態への変更も併せて考えられたい。</p> <p>また，公園の再整備等の計画を策定し実行するためには，正確な公園の現状を把握しておかなければならない。</p> <p>現状把握後も計画の見直しや適正な管理の実施のため，常に状況の変化に合わせ情報を更新していく必要がある。一方，公園台帳についても公園施設等の状況に変更があれば，訂正することとなっている。</p> <p>アセットマネジメント実施計画のための情報と公園台帳に記載する情報は，どちらも公園の現状を把握するためのものであるため，一元的に管理することについても併せて検討されたい。(意見)</p>	<p>公園台帳の電子化を行い，インターネットを通じて，情報共有できる公園管理システムを平成 24 年 4 月から導入した。</p> <p>それにより，ログイン ID とパスワードを所持する関係職員および外郭団体で情報共有できることとなった。</p> <p>また，ログイン ID によりシステム権限を，「閲覧のみ」「閲覧，編集可」「フルアクセス」など分けることができ，適当な権限を割り振ることにより，リアルタイムの公園台帳を更新ができることとなった。</p>

20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分

1 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>f 早良区大字石釜（土地 2,763.00 m²）</p> <p>当該土地は、その一部（約 50 m²）について、第三者が敷地の出入り口を鉄線でつなげた4枚の鉄格子状のもので塞ぎ、そこに看板を設置しており、さらに、敷地内にはポリ容器等を多数置くなど、正当な権限なく使用されている状態であった。</p> <p>当該使用者に対し、早急に原状回復に向けて占使用物等を撤去するよう指導し、状況によっては、法的な手段を検討する必要があるものと思われる。また、当該土地には、市有地であり無断使用厳禁である旨の表示など、不法占拠及び使用を防ぐ手段等を講じる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（財産運用課）</p>	<p>当該市有地については、平成23年度一般競争入札により、平成24年2月10日付けで売却した。</p>

22監査公表第9号（平成22年5月6日付 福岡市公報第5730号 公表）分

1 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 東体育館，南体育館，早良体育館，西体育館及び市民体育館の利用 （スポーツ振興課）</p> <p>(ア) 基本協定書等に定める公園の受付業務等</p> <p>施設の管理運営を指定管理者に委任する場合、指定管理者としての当該施設に係る管理運営業務の範囲や内容、方法等を明確に定めて基本協定書等契約関係書類に記載し、指定しなければならない。また指定管理者に、当該施設の管理運営に関する業務以外の業務をあわせて委任する</p>	<p>指定管理者への他部局の所管施設に関する委任業務の件については、所要の見直しを行った上で、平成24年度以降の基本協定書等契約関係書類に記載した。具体的事務処理方法については関係他部局所管課と協議・調整のうえ、取扱いを整理し、指定管理者及び他部局所管課に対して、通知を行った。</p>

場合も同様に、業務の範囲や内容、方法等を明確かつ具体的に記載しなければならない。

しかしながら、東体育館、南体育館、早良体育館、西体育館及び市民体育館の指定管理者に、コミネット非登録者に係る他部局の所管する有料公園施設等の利用受付業務や、コミネットの管理用端末機入力等の業務を、それぞれの指定管理に係る基本協定書に定める業務として行わせていたが、委任対象とした公園等の施設所管課との事前協議も十分には行われておらず、業務の範囲や内容、方法等を契約関係書類に明確かつ具体的に記載し、指示していなかったため、以下のような事例が見受けられた。

- a 一部の体育館において、コミネット非登録者の有料公園施設等の利用申請を受け付けた後、個別の申請に係る調定関係書類を他部局所管課に送付するまでに、数ヵ月を要していた事例があった。
- b 各体育館がコミネット非登録者の有料公園施設等の申請受付の際に行うコミネットへの入力業務が統一的な事務処理となっておらず、体育館によって入力処理の段階が異なっていた。そのため、一部の体育館が処理した申請が、コミネットで施設所管課が未収債権等を把握するために作成される施設未精算一覧表という帳票に計上されていなかった事例があった。

指定管理者に業務を委任する場

<p>合、他部局の所管する業務を委任する場合は事前に十分協議を行ったうえで、委任する業務の範囲や内容、方法等について明確かつ具体的に、基本協定書等の契約関係書類に記載し、指示されたい。</p>	
--	--

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分
（事務監査）

1 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>エ 学校体育館開放事業に係る申請書等様式及び事務処理についての見直しを求めるもの</p> <p style="text-align: center;">（スポーツ振興課）</p> <p>福岡市立学校体育館開放事業実施要綱によると、福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）により学校の体育館を使用しようとする団体は、福岡市立学校体育館開放使用許可申請書（以下「申請書」という。）により市長（事業所管課であるスポーツ振興課）に申請し、市長の許可を受けなければならない、と定められている。申請書は3部複写式となっており、市長印の印影が印刷された福岡市立学校体育館開放使用許可書（以下「許可書」という。）及び福岡市立学校体育館開放使用許可書（控え）（以下「控え」という。）が添付されている。</p> <p>しかしながら、申請書は許可書及び控えが添付された状態で、各事業対象校に任意団体として設置された運営委員会の委員長に配付され、基本的に運営委員会が保管していた。運営委員会が申請書を受領した後に申請者に許可書を交付し、</p>	<p>学校体育館開放事業に係る申請書については、当該事業専用の申請書を廃止し、運営委員会が学校校舎校庭使用許可申請書を学校へ提出することとした。</p>

控えを自らが保管し、申請書を取りまとめて学校体育館開放事業の運営業務受託者に提出する、という手続きとなっていた。さらに申請書には市の決裁欄がなく、それぞれの申請書は学校体育館開放事業の運営業務を受託した団体が保管しており、業務所管課であるスポーツ振興課に提出される手続きにもなっていなかった。市の許可を実質的に任意の運営委員会が行うという、不適切な事務処理を行っていた。

市長印の印影が印刷された許可書は、行政が適切に管理しなければならない。また使用許可申請に対する許可は行政として行う行為であり、民間に委託することはできない。しかしながら、ほとんど全ての市立小学校において学校体育館開放事業が行われていることから、その申請書全ての処理を市所管課のみで行うことは現実的ではない。適切な許可書の保管・管理及び事務処理が行われるよう、申請書等の様式及び事務処理について、見直しを行われたい。